

皆様からいただいた寄附は、次のような事業に使われています。

## 特定非営利活動法人千葉県就労支援事業者機構

### 【事業①】 刑務所や少年院出所者等に対する就職活動支援

事業内容: 保護観察所の指導のもと、支援対象者の希望や職業適性等を把握し、社会人として適切に就職活動を行えるよう支援しています。

・事業の対象者: 刑務所や少年院出所者等

### 【事業②】 雇用協力事業者の増加を図る

事業内容: 保護観察所や保護司会等の関係機関・団体と連携して、新たに協力雇用主となる事業者の獲得を進めています。

・事業の対象者: 雇用協力事業者

### 【事業③】 雇用協力事業者への給与支払の助成

事業内容: 刑務所や少年院出所者等を雇用する企業に対し、雇用奨励金を支給しています。

・事業の対象者: 雇用協力事業者

### 【事業④】 雇用協力事業者への見舞金支給

事業内容: 刑務所や少年院出所者等を、雇用したことにより損害を被った企業に見舞金を支給しています。

・事業の対象者: 雇用協力事業者

### 【事業⑤】 雇用協力事業者への研修・指導及び顕彰

事業内容: 刑務所や少年院出所者等の雇用について必要な知識、ノウハウ取得のための研修と交流を図っています。

・事業の対象者: 雇用協力事業者

## 【事業⑥】 刑務所や少年院出所者等に対する就労支援金の支給

事業内容:所持金の少ない刑務所や少年院出所者等に対し,就労のための交通費や支度金,或いは当面の生活資金を支給しています。

・事業の対象者:刑務所や少年院出所者等

## 【事業⑦】 犯罪予防を図るための世論の啓発及び広報

事業内容:刑務所出所者等への偏見差別等を取り除くことにより,刑務所出所者が就労しやすい社会的環境を涵養するため,更生保護事業の重要性について広報を行っています。

・事業の対象者:一般

## 【事業⑧】 住居確保支援

事業内容:勤労意欲はあるものの住居のない求職活動中或いは就職決定済みの刑務所出所者等に対し,家賃保証,契約初期費用立替等の実施により就労を支援しています。

・事業の対象者:刑務所や少年院出所者等

## 【法人からのPR】

認定NPO法人「千葉県就労支援事業者機構」は,誤って罪を犯してしまった人でも,働く意欲の高い人の就職を積極的に支援する団体です。

千葉県内の経営者や各種団体,大手の企業が中心になって設立されたものです。

罪を犯してしまった人の更生のためには,仕事に就いて自立して生活できるようにしてあげることが何よりも大切です。

千葉県が安全で住みやすい地域となるよう,「千葉県就労支援事業者機構」は全力を尽くします。